

区長報告第二号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、港区特別区税条例の一部を改正する条例を平成二十九年三月三十一日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

平成二十九年六月七日

港区長 武井雅昭

港区特別区税条例の一部を改正する条例

港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。  
付則第六条の次に次の一条を加える。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第六条の二 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第三項から第六項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第三十条の二第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第三十九条第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第四十二条及び第四十三条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定の適用がある場合における第八条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があつたときは、その延長された納期限」とあるのは、「付則第六条の二第二項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつたときは、その延長された納期限」とする。

#### 付 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の港区特別区税条例(以下「新条例」という。)付則第六条の二の規定は、平成二十九年以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 区長は、納付すべき軽自動車税(平成二十八年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを新条例第三十九条第二項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十三条第一項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)附則第十八条第二項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(新条例第四十二条及び第四十三条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。